

社会福祉法人富谷福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富谷福祉会の役員等の報酬及び交通費について定めるものである。

(役員等)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 3 常勤役員は、理事長とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2)非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席などは、別表1の通り交通費を支給する。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表2に定める額
- (2)賞与については、別表3に定める額
- (3)退職手当については、別表4に定める算式により算出される額
- 2 常勤役員等が職務の為に出張したときは、別紙5に定める額とする。
 - (1)旅費は、実費を支給する
 - (2)業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる
 - (3)旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規定第1章第5条に準じた日とする
- (2)賞与については、毎年7月及び12月とする
- (3)退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する

- 2 報酬等は、通貨を以て本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことが出来る。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 非常勤役員等への別表1の交通費は、通貨を以て都度本人に支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程を以て、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成24年6月1日より適用する

付 則

この規程は、平成25年2月14日より適用する

付 則

この規程は、平成26年3月18日より適用する

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

役員等報酬規程別紙

別表1 非常勤役員交通費（日額/税込）

名 称	交通費
片道50キロ未満	2,000円
片道50キロ以上	5,000円

別表2 常勤役員報酬（月額）

名 称	報 酬
理事長業務報酬	400,000円

別表3 常勤役員賞与（月額）

名 称	報 酬
7月の賞与	報酬月額×1か月
12月の賞与	報酬月額×1か月

別表4 常勤役員退職手当（一時金）

名 称	報 酬
理事長退職手当	最終報酬月額×在任年数×2.5

別表5 常勤役員旅費（日額）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	実 費	10,000円	実 費